

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年（昭和54年）、国連はあらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約（以下「条約」という。）を採択し、日本は1985年（昭和60年）に条約を批准しました。現在189か国が批准している状況です。

さらに1999年（平成11年）には、この条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために個人通報制度と調査制度を認めた女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が国連総会で採択され、2000年（平成12年）に発効しています。条約批准国189か国のうち、選択議定書は115か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。

政府が女性の活躍を推進している一方で、世界経済フォーラムが毎年発表する各国の男女格差を示したジェンダーギャップ指数2022（2022年（令和4年）7月13日発表）において、日本は146か国中116位であり、主要7か国（G7）では最下位でした。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、女性の経済的困窮の原因も賃金差別や非正規雇用に女性が占める割合が多いことも指摘されてきました。職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、家庭等ではドメスティックバイオレンスの増加など、日本のジェンダー平等へ向けた取組は進まず、女性の権利についての政策等が国際基準から立ち後れているといえます。

2020年（令和2年）12月25日に閣議決定された、第5次男女共同参画基本計画においては、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとされています。

早急に選択議定書を批准し、日本の女性の権利を国際基準とする努力が求められています。

よって、政府におかれては、ジェンダー平等の実現と全ての人の人権が尊重される社会をつくるために、選択議定書を速やかに批准されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年2月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額
措置の完全撤廃を求める意見書

今後も急速な少子高齢化が進む中で、長寿社会をしっかりと支えていくためには現役世代に十分な投資を行うことが極めて重要です。特に収入や資産の少ない若い世代が安心して結婚・子育てができる環境を整備することは急務であり、各地方自治体においてニーズに合った子育て世帯への大胆な負担軽減を行い、少子化対策の強化を図らなければならない状況です。

しかし、地方自治体が行っている独自の子供の医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策であるにもかかわらず、国民健康保険の国庫負担金が減額されるという不合理なペナルティーが課せられており、施策推進の大きな支障となっています。

未就学児までを対象とする医療費助成については、平成30年度より国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたものの、就学後の子供に対する医療費助成に係る減額措置は残され、各自治体の施策推進だけでなく、財政にも大きな影響を与えています。

よって、政府におかれては、地方の声を真摯に受け止め、子育て支援の観点から、地方自治体が行う子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに完全撤廃するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月6日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

特定商取引法の改正に関する意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成 28 年改正の際、いわゆる 5 年後見直しが定められました。令和 4 年 12 月に同改正法の施行から 5 年の経過を迎えました。令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 85.2 万件でここ 15 年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体の 54.7% に上ります。そして、令和 3 年版消費者白書によると、65 歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が 13.0%、電話勧誘販売の割合が 8.9% であり、65 歳未満の割合の 2 倍を超えています。さらに、令和 4 年版消費者白書によると、認知症等の高齢者においては、訪問販売及び電話勧誘販売の割合が 48.6% を占めています。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要です。

また、令和 4 年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体で 27.4% と最多となり、トラブルが増加していますが、事業者や勧誘者が特定できない事例も多いです。マルチ取引に関する相談は、20 歳代において高い比率を占めており、令和 4 年 4 月の成年年齢の引下げにより、18 歳から 19 歳を狙ったマルチ取引による被害の増加が予想されます。

よって、これらの被害に対処するため、政府におかれては、次の事項について、特商法の改正を行うよう強く要望いたします。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS 等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者は SNS 事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を

請求できる制度を導入すること。

- 3 連鎖販売取引について、国による登録、確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年3月6日

尼崎市議会議長

関係大臣あて